新 潟 県 柏 崎 市 民 間 建 築 物 ア ス ベ ス ト 対 策 事 業 補 助 金 交 付 要 綱 (趣 旨)

第1条 この要綱は、建築物に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的として、建築物の所有者又は管理者が行うアスベストの分析調査事業及び除去等事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) アスベスト 石綿障害予防規則 (平成17年厚生労働省令第2 1号) 第2条に規定する石綿等をいう。
 - (2) 補助対象建築物 アスベストを含有している、又はその可能性のある吹付建材が施工された市内に存する建築物をいう。
 - (3) 分析調査事業 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材 に係るアスベストの含有の有無を分析により調査することをいう。
 - (4) 除去等事業 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に 係るアスベスト含有吹付建材について除去、封じ込め又は囲い込 みの措置(以下「除去等」という。)を行うことをいう。

(補助金の交付対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれ にも該当するものとする。
 - (1) 建築物の所有者又は管理者であって、かつ、市税を滞納してい ないもの
 - (2) 国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらの者に準ずる者以外の者

(3) 国、地方公共団体その他の公共団体からこの要綱に規定する補助金と同様の補助金等の交付を受けていない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、補助対象建築物の分析調査事業 及び除去等事業であって、別表に定める基準に適合するもの(以下 「補助対象事業」という。)とする。

(補助金の額)

第5条補助金の額は、次の表に掲げる額の合計額とする。

補助対象事業	対 象 経 費	補 助 金 額
分析調査事業	補助対象建築物について、	対象経費以内の額。ただ
	分析調査事業に要する経費	し、2 5 万円を限度とする
	で、分析による調査を実施	(千円未満の端数は、切り
	する機関(以下「分析機関」	捨てるものとする。)。
	という。)に対して支払う	
	費用	
除去等事業	補助対象建築物について、	対象経費の3分の2以内
	除去等事業に要する経費	の額。ただし、1 5 0 万円
	で、除去等を行う施工業者	を限度とする(千円未満の
	(以下「施工者」という。)	端数は、切り捨てるものと
	に対して支払う費用	する。)。

(交付申請)

- 第6条 分析調査事業に係る補助金の交付の申請をしようとする者は、 補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次の書類を添付して、事 業実施年度の11月末日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助事業実施計画書(別記第2号様式)
 - (2) 申請に係る建築物の所有者又は管理者が確認できる書類
 - (3) 申請に係る建築物の施工箇所を示す図面
 - (4) 現況写真

- (5) 市税完納証明書
- (6) 分析調査事業に係る対象経費の見積書
- (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 除去等事業に係る補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助事業実施計画書(別記第2号様式)
 - (2) 申請に係る建築物にアスベストが含有することを証する書類
 - (3) 前項第2号から第5号までに掲げる書類
 - (4) 除去等事業に係る対象経費の見積書
 - (5) その他市長が必要と認める書類(決定通知)
- 第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付決定通知書 (別記第3号様式)又は補助金不交付決定通知書(別記第4号様式) により、速やかに申請者に通知するものとする。

(変更申請)

- 第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請内容を変更しようとするときは、補助事業変更申請書(別記第5号様式)を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは、補助金交付決定変更通知書(別記第6号 様式)により補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助事業を中止すると きは、補助事業中止届(別記第7号様式)を市長に提出しなければ ならない。 (実績報告)

- 第10条 補助事業者は、分析調査事業が完了したときは、補助事業 実績報告書(別記第8号様式)に、次の書類を添付して速やかに市 長に提出しなければならない。
 - (1) 分析機関が発行した分析調査結果報告書の写し
 - (2) 分析調査に要する費用の領収書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、除去等事業が完了したときは、補助事業実績報告書(別記第8号様式)に、次の書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。
 - (1) 工事写真 (工事箇所ごとの施工前、施工中及び完了時の状況が確認できるもの)
 - (2) 施工者が発行したアスベスト除去工事等結果報告書
 - (3) 除去等に要する費用の領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(別記第9号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 新潟県柏崎市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱(平成22年3月告示第56号)による補助金の支払については、平成29年5月31日までの間は、失効後も、なおその効力を有する。

(失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、 補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおそ の効力を有する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

分 (1) 分析機関は、公益社団法人日本作業環境測定協会若しくは一析 般社団法人日本環境測定分析協会に所属するアスベストの有無 及び含有量を測定できる機関又は(2)に規定する調査方法により
・ アスベストの有無及び含有量を測定できる機関であること。

(2) 分析による調査方法は、JIS A 1481—1から5 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を標準とする。た だし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの 有無及び含有量を測定できる場合は、これによることができる。

基準

去

築

事

業

に

係

る

基

事

業

に

係

る

除 (1) 施工者は、次のいずれかのものであること。

ア 一般財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有するもの

イ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条の規定に基づき選任された石綿作業主任者(平成18年3月31日以前においては、特定化学物質等作業主任者)の指導及び監督の下、建設業労働災害防止協会が発行する「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」又はこれと同等の方法に従って施工することができる確実なも

- 準 ので、アに規定する飛散防止処理技術に相当する技術を有す ると認められるもの
 - (2) 除去工事等は、前号に掲げる施工者の区分に応じて、それぞれに規定する処理技術又はマニュアルに従って行うものであることとし、囲い込み及び封じ込めの処理工事の方法については、 平成18年9月国土交通省告示第1173号によること。
 - (3) 除去等事業に伴う工事を行うことにより、補助対象建築物が建築基準法関係規定(建築基準法(昭和25年法律第201号) 第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。) に不適合 にならないように必要に応じた措置を講じるものであること。